

青梅都市計画生産緑地地区の変更（案）

## 青梅都市計画生産緑地地区の変更について

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することにより、公害や災害の防止に役立てるとともに、良好な都市環境の形成を図るための都市計画の制度です。

生産緑地の指定を受けた土地は、生産緑地法により、農地等として管理、保全することが義務づけられ、農地等以外の利用が制限されています。

本案は、農業の主たる従事者の死亡などによって買取り申出が行われ、行為制限が解除になった生産緑地について、生産緑地地区から削除するため、青梅都市計画生産緑地地区を変更しようとするものです。

# 生産緑地地区の都市計画変更スケジュール

年	平成31年				令和元年						
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
都市計画変更手続き	都市計画案の作成		24日 都へ「協議書」を提出	30日 都から「協議結果通知書」を受理	3日～17日 都市計画案の公告・縦覧	8日 都市計画審議会・諮問	関係図書等の作成			1日 関係図書の送付 都市計画決定・告示・縦覧	
広報による周知			10日 農業委員会へ意見照会	28日 農業委員会からの回答	1日 掲載・縦覧 広報おうめ				1日 掲載・決定 広報おうめ		

## 青梅都市計画生産緑地地区の変更（青梅市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

### 種類および面積

種 類	面 積
生 産 緑 地 地 区	約 1 2 9 . 2 7 h a

### 理 由

公共施設等の用地または買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除する。

# 新 旧 対 照 表

変 更 前	変 更 事 項	変 更 後
<p style="text-align: center;">708地区 130.64ha</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">内 訳</p> <p>○旧法第1種指定 12.82ha</p> <p>○現法指定 117.82ha</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初告示日 昭和50年 12月26日</li> <li>・前回告示日 平成30年 10月1日</li> </ul> </div>	<p>○削除のみ 43筆、△1.62ha</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為制限解除 41筆、△1.61ha</li> <li>・公共施設転用 2筆、△0.01ha</li> </ul> </div> <p>○精査によるもの 0.25ha</p>	<p>告示日時点 701地区 129.27ha</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">内 訳</p> <p>○旧法第1種指定 12.70ha</p> <p>○現法指定 116.57ha</p>